

報道機関各位

記者発表資料

平成21年 3月 3日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都江戸川区船堀七丁目15番8号

(2) 名 称 有限会社 飛鳥産業(代表取締役 森山 洋)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年2月26日

4 処分理由

有限会社飛鳥産業は、平成20年12月24日付けで千葉県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成21年 3月 3日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

- (1) 住 所 群馬県渋川市金井2070番地の1
- (2) 名 称 関越興業 有限会社(代表取締役 林 清子)
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年2月26日

4 処分理由

関越興業有限会社は、平成21年1月29日付けで群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成21年 3月 3日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都葛飾区東水元一丁目10番12号

(2) 名 称 有限会社 松下土木(代表取締役 松下昇吾)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年2月26日

4 処分理由

有限会社松下土木は、平成20年11月26日付けで茨城県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。

報道機関各位

記者発表資料

平成21年 3月 3日(火)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担 当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都品川区南大井三丁目28番4号

(2) 名 称 株式会社 美祢企業(代表取締役 山本千代人)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成21年2月26日

4 処分理由

株式会社美祢企業は、平成21年2月2日付けで東京都知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。